甲府市産業集積促進助成金交付要綱

平成28年4月1日 産第1号

(通則)

第1 甲府市産業集積促進助成金(以下「助成金」という。)の交付については、甲府市補助金等交付規則(昭和38年11月規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 この要綱は、市内において製造業等の立地事業を行う者、本社機能移転等を行う者及び情報通信業等の立地事業を行う者に対し助成することにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、本市経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

- 第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 製造業等の立地事業 製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、データセンター事業その他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場又は事業所(以下「工場等」という。)を市内に設置する事業をいう。
 - (2) 製造業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定にする統計基準として定められた日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に規定する製造業をいう。
 - (3) 試験研究所 自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究を行う施設で、日本標準産業分類に掲げる学術・開発研究機関のうち自然科学研究所に分類され、かつ、独立した施設と認められるものをいう。
 - (4) バイオテクノロジー利用産業 生物の持つ働きを利用し、人間の生活に役立たせる 技術を利用する産業をいう。
 - (5) 物流業 商品の輸送・保管・包装などの事業をいい、日本標準産業分類に掲げる道路 貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。
 - (6) データセンター事業 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業(これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む)をいう。

- (7) 医薬品・医療機器産業 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品又は同条第4項に規定する医療機器に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。
- (8) 水素・燃料電池関連産業 水素の製造、輸送・貯蔵若しくは利用に関わり、又は水素を化学反応させることにより電力を取り出す燃料電池に関わる製品、部品又は素材を生産し、加工し、開発し、又は研究する産業をいう。
- (9) 本社機能移転等 地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」について、知事から認定を受けた者が、計画に基づく本社オフィス又は研究・研修施設を市内に設置又は拡充することをいう。
- (10) 情報通信業等の立地事業 情報通信業等又はコールセンター事業の用に供する事業 所(以下「事務所等」という。)を市内に設置又は拡充する事業をいう。
- (11) 情報通信業等 情報処理に関連したサービスを行う事業所をいい、日本標準産業分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するもののうち、デジタル形式のものを制作する事業をいう。
- (12) コールセンター事業 コンピュータと通信回線を利用して、集約的に顧客サービス等の業務(主として顧客からの問い合わせに対応する業務)を行う事業をいう。
- (13) 立地事業等 同項第1号、第9号及び第10号に規定する事業をいう。
- (14) 投下固定資産額 工場等及び事務所等の敷地内においてその事業の用に供するため 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する家屋及び償却資産の取得 に要する費用のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から 第3号まで、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産(耐用年数が1年未満のもの及び 取得価額が20万円未満のものを除く。)の合計額をいう。ただし、情報通信業等に限り、同条第8号(ソフトウェアに限る。)も含めるものとする。
- (15) 賃借料 立地事業等の用に供する建物及び駐車場等の賃借契約に基づく費用をいう。 ただし、情報通信業等に限り、法人税法施行令第13条第1号から第3号まで、第6号 から第8号に掲げる資産(第8号はソフトウェアに限る。)を含めるものとし、ファイ ナンスリース契約取引に基づくものについては、別に定める。
- (16) 通信回線使用料 情報通信業等の立地事業の用に供するインターネット接続費、専用回線、プロバイダ等の通信回線に係る使用料をいう。
- (17) 常時雇用労働者 雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下同じ)第60条の 2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。
- (18) 自社所有地新増設事業 製造業等の立地事業であって、その敷地である土地の取得 又は借地権(設定期間が20年以上のものに限る。以下同じ。)の設定の日から3年を 超えて当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するととも

- に、将来にわたって操業を継続する見込みであるものをいう。
- (19) 土地の取得日等 土地取得に係る売買契約書に記載された契約締結の日又は借地権 設定の日をいう。ただし、契約締結日前に土地取得費に充当される売買代金の授受があ った場合にはその日を土地取得日とする。
- 20) 企業グループによる立地事業等 土地の取得及び建物の取得を行う者とその土地及 び建物を使用して操業を行う者が異なる場合において、両者の関係が完全子会社若し くは連結子会社であるものをいう。
- (21) 空き工場等取得費 工場、事業所など、すでに建っている建物等を取得する費用をい う。ただし、取得後の改修費用はこれに含まないものとする。

(助成対象)

- 第4 この要綱による助成の措置を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当 する事業を行う者であって、第5の規定により市長の認定を受けたものとする。
 - (1) 製造業、物流業又はデータセンター事業であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの
 - ア 市内において、新たに取得又は借地権を設定した土地(以下「新たに取得等した土地」という。)に、取得又は借地権を設定した日(以下「土地取得日」という。)から3年以内に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、土地取得日後に災害その他特別の事情により製造業等の立地事業を実施できない期間があった場合、その期間のうち市長がやむを得ないと認めた期間は、土地取得日から操業開始までの期間に参入しないことができる。
 - イ 投下固定資産額が3億円以上であること。
 - ウ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上(当該常時雇用労働者のうち、市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者の合計が5人以上)であること。ただし、データセンター事業にあっては5人以上(当該常時雇用労働者うち市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者の合計が2人以上)であること。
 - (2) 試験研究所、バイオテクノロジー利用産業その他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場等を設置する事業であって、前号アからウまでに掲げる要件の全てに該当するもの。
 - (3) 自社所有地新増設事業であって、第1号イ及びウに掲げる要件の全てに該当するもの。
 - (4) 本社機能移転等を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの。
 - ア 新たに取得等した土地に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。ただし、本社機能移転等を実施することができない期間があった場合は、第1号アに準ずる。

- イ 投下固定資産額が1億円以上であること。
- ウ 第1号ウに掲げる要件に該当するもの。
- (5) 自社所有地に本社機能移転等を行う者であって、前号イ及びウに掲げる要件に該当するもの。
- (6) 建物等の賃借により本社機能移転等を行う者であって、第1号ウに掲げる要件に該当するもの。
- (7) 情報通信業等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの。
 - ア 情報通信業等の立地事業の実施のため、建物を取得又は賃借する場合であって、設備機器等を取得又は賃借するものであること。
 - イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上 (うち市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者の合計が2人以上) であること。
- (8) コールセンター事業であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの。
 - ア コールセンター事業の立地事業の実施のため、建物を取得又は賃借する場合であって、設備機器等を取得又は賃借するものであること。
 - イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が20人以上(当該常時雇用労働者うち市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者の合計が10人以上)であること。
- 2 前項各号に該当する場合、企業グループによる立地事業等についても、助成対象に含めるものとする。

(立地事業等の認定)

- 第5 助成金の交付を受けようとする者は、立地事業等について、あらかじめ市長の認定 (以下「事業認定」という。)を受けなければならない。ただし、直近決算期の決算書に おける純資産額が0円未満である場合は、事業認定を受けることができないものとする。
- 2 事業認定を受けようとする者は、操業開始前までに市長に事業認定申請書(第1号様式) を提出しなければならない。ただし、第4第2項に該当する者については、現地で操業す る者が提出するものとする。
- 3 市長は、前項の事業認定申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認める場合は、必要に応じて条件を付したうえで事業認定を行うものとする。
- 4 市長は、前項の事業認定をしたときは、その旨を事業認定通知書(第2号様式)により 当該申請を行った者に通知するものとする。

(事業認定の辞退)

第6 第5第3項の規定による事業認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定辞退届(第3号様式)により、速やかにそ

- の旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 立地事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 第4各号に掲げる要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

- 第7 認定事業者は、立地事業等について、次の各号のいずれかの変更をしようとするときは、市長の承認(以下「認定変更承認」という。)を受けなければならない。
 - (1) 立地事業等に伴う投下固定資産額及び賃借料の2割を超える増減
 - (2) 立地事業等における業種又は業態の変更
- 2 前項の認定変更承認を受けようとする者は、市長に事業認定変更申請書(第4号様式) を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の事業認定変更申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認め る場合は、必要に応じて条件を付したうえで認定変更承認を行うものとする。
- 4 市長は、前項の認定変更承認をしたときは、その旨を事業認定変更承認書(第5号様式) により当該申請を行った者に通知するものとする。

(操業開始の届出)

第8 認定事業者は、操業開始の日から30日以内に操業開始届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

- 第9 認定事業者の地位は、合併その他特別の理由がある場合に限り承継することができる。
- 2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、市長に承継承認申請書(第7号様式)を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の承継承認申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認める場合は、必要に応じて条件を付したうえで承継の承認を行うものとする。
- 4 市長は、前項の承継の承認をしたときは、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

(助成金の交付)

第10 市長は、第2の目的を達成するため、認定事業者に対して、予算の範囲内で次の各 号に定める額以内の助成金を交付する。ただし、甲府市産業活性化支援条例の指定企業及 び甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の不均一課税

- の措置を受ける企業には助成金は交付しない。
- (1) 第4第1号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以内の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額	
1 県内に初め	投下固定資産額に1%(空き工	1. 5億円	
て工場等を設	場等取得費については	ただし、医薬品・医療機器産業又	
置する場合	0.5%) を乗じた額	は水素・燃料電池関連産業の場	
	ただし、立地事業が別表1の左	合は3億円	
2 1以外の場合	欄に掲げる加算要件に該当す	6 千万円	
	る場合は、それぞれの右欄に掲	ただし、医薬品・医療機器産業又	
	げる加算値を加えた率を乗ず	は水素・燃料電池関連産業の場	
	るものとする。	合は1.5億円、医薬品・医療機	
		器産業又は水素・燃料電池関連	
		産業以外で投下固定資産額が	
		100億円以上の場合は1億円	

(2) 第4第2号及び第3号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額	
1 県内に初め	投下固定資産額に0.5%を乗	1.5億円	
て工場等を設	じた額	ただし、医薬品・医療機器産業又	
置する場合	ただし、立地事業が別表1の左	は水素・燃料電池関連産業の場	
	欄に掲げる加算要件に該当す	合は3億円	
2 1以外の場合	る場合は、それぞれの右欄に掲	6千万円	
	げる加算値を加えた率を乗ず	ただし、医薬品・医療機器産業又	
	るものとする。	は水素・燃料電池関連産業の場	
		合は1.5億円、医薬品・医療機	
		器産業又は水素・燃料電池関連	
		産業以外で投下固定資産額が	
		100億円以上の場合は1億円	

(3) 第4第4号から第6号までに係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
1 新たに土地	投下固定資産額に2%(空き工	
等を取得する	場等取得費については1%)を	2千万円
場合	乗じた額	
	ただし、立地事業が別表1の左	
	欄に掲げる加算要件に該当す	
	る場合は、それぞれの右欄に掲	
	げる加算値を加えた率を乗ず	
	るものとする。	
2 自社所有地	投下固定資産額に1%を乗じ	
の場合	た額	2千万円
	ただし、立地事業が別表1の左	
	欄に掲げる加算要件に該当す	
	る場合は、それぞれの右欄に掲	
	げる加算値を加えた率を乗ず	
	るものとする。	
3 建物等の賃	賃借料の1/2の額(操業開始	年200万円
借の場合	から3年間に限る)	

(4) 第4第7号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
建物を取得又は	投下固定資産額に1.4%を乗	
賃借した場合で	じた額	2千万円
あって、設備機器	ただし、立地事業が別表1の左	
等を取得又は賃	欄に掲げる加算要件に該当す	
借した場合	る場合は、それぞれの右欄に掲	
	げる加算値を加えた率を乗ず	
	るものとする。	
	賃借料及び通信回線使用料の	
	合計の1/2の額(操業開始か	年200万円
	ら3年間に限る)	

(5) 第4第8号に係る事業の場合 次の表の左欄に掲げる助成区分に応じ、同表の中欄に定める額以下の助成金を交付する。ただし、同表右欄に定める助成限度額を上限とする。

助成区分	助成額	助成限度額
建物を取得又は	投下固定資産額に2%を乗じた	
賃借した場合で	額	2千万円
あって、設備機器		
等を取得又は賃		
借した場合	賃借料及び通信回線使用料の合	
	計の1/2の額(操業開始から	年200万円
	3年間に限る)	

2 立地事業等が市内の既存の工場等の廃止に伴うものである場合における前項各号の規 定の適用については、同項各号中「投下固定資産額」とあるのは「投下固定資産額(廃止 される工場等の用に供している家屋及び償却資産の固定資産評価額を控除したもの。)」 とする。

(分割交付)

- 第11 市長は、助成金の交付の決定にあたり、助成金額が1億円を超える場合には、その 支払が単年度1億円を超えない範囲で分割するものとする。
- 2 前項の規定により助成金の交付を分割して受ける者は、助成金の交付が完了するまで の間、助成事業の遂行状況について作成した事業状況報告書(第8号様式)を毎会計年度 末までに市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による助成金の交付を分割して受ける者が第5の規定により認定 を受けた製造業等の立地事業により設置した工場等の操業等(以下「工場等の操業等」と いう。)を休止し、又は廃止したときは、以後の助成金の支払を行わないものとする。

(助成金の交付申請)

- 第12 助成金の交付を受けようとする者は、操業開始の届出の日から1年以内に、助成金 交付申請書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。
 - (1) 土地又は借地権の取得を証する書類
 - (2) 工場等及び事務所等の概要を明らかにする書類
 - (3) 工事請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書、領収書等の投下固定資産額及び賃借料 を証する書類
 - (4) 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加した常時雇用労働者の数並びに当該常

時雇用労働者のうち、市内から新たに雇用した者の数を証する書類又は県外から市内 に転入した者の数を証する書類。

- (5) 第5第4項及び第7第4項の規定による通知の写し
- (6) 別表1に規定する加算要件に該当する場合は、それを証する書類
- 2 複数年にわたって交付を受けようとする者は、年度ごとに交付申請を行うものとする。

(助成金の交付決定)

第13 市長は、第12の規定による助成金の交付申請があったときは、助成金の交付決定 を行い、助成金交付決定書(第10号様式)により当該申請を行った者に通知するものと する。

(状況の報告)

- 第14 認定事業者は、助成金の交付を受けた日から次の各号に掲げる日を基準日として、 事業状況報告書(第8号様式)により市長に報告しなければならない。ただし、複数年に わたって交付を受ける者は、最後に交付を受けた日から次の各号に掲げる日を基準日と して、事業報告をしなければならない。
 - (1) 1年が経過した日
 - (2) 2年が経過した日
 - (3) 3年が経過した日
 - (4) 4年が経過した日
 - (5) 5年が経過した日
- 2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し)

- 第15 市長は、交付決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
 - (3) 第17第1項で定める期間内に工場等及び事務所等の操業等を休止し、又は廃止したとき。
 - (4) 第17第1項で定める期間内に事業の縮小、外注化、転換等により業種、業態の著しい変更をしたとき。
 - (5) 第17第1項で定める期間内に投下固定資産(第10の規定による助成金の額の算定の対象となった投下固定資産額に係る固定資産をいう。以下同じ。)を処分したとき。

(助成金の返還)

第16 市長は、第15の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(操業継続期間等)

- 第17 認定事業者は、第4各号に掲げる要件を満たす立地事業等を操業開始から5年間 継続して営まなければならない。
- 2 認定事業者は、前項に定める期間以後、5年間継続して操業するよう努めなければならない。

(休止等の事前協議)

- 第18 認定事業者は、第17第1項に定める期間内に次のいずれかに該当する場合には、 あらかじめ理由、予定日、解雇者数その他必要な事項について、休止等の事前協議書(第 11号様式)により市長に届け出て、協議を行わなければならない。
 - (1) 工場等及び事務所等の操業等を休止し、又は廃止しようとするとき。ただし、倒産の場合を除く。
 - (2) 事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整が生ずる業種、業態の著しい変更をしようとするとき。
 - (3) 投下固定資産を処分しようとするとき。

(雑則)

第19 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に 定める事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この要綱は、同 日以後も、なおその効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附目

1 この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。
附 則

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

別表1

加算要件		加算值	
成長産業	医薬品・医療機器産業	1 %	
	水素・燃料電池関連産業	1 %	
	物流業	0.2%	
	データセンター事業	0.2%	
高付加価値創出事業(※1)		0.6%	
第4第1号から6	5人以上	0.2%	
号までに係る立地			
事業における県外	10人以上	0.4%	
から市内に転入す			
る者			
第4第7号に係る	1人以上	0.4%	
立地事業における			
県外から市内に転			
入する者			

^{※1} 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第24条の規定に基づき課税の特例の適用がある承認地域経済牽引事業という。